

第6回検討会における主な意見

1. 募集情報の的確表示について

- 募集情報の的確表示の義務の対象となる事項のうち、報酬に関する事項の諸経費や、知的財産については公取委と調整して矛盾のないように進めてほしい。
- 12条の事項に関しては、労働法との並びやトラブルの実態、フリーランス保護の視点等を重視して議論しているので、公取委と連携はしつつ、フリーランス保護の視点が減退しないように整理していくべき。
- 的確表示義務の対象となる事項のうち、就業の場所、時間及び期間に関する事項があるが、変更の範囲についても明示していくことが望ましいのではないかな。
- 仲介事業者にはいくつかの業態があり、場合によっては仲介事業者が特定委託事業者に該当することもある点について、明確化したほうがよいのではないかな。

2. ハラスメント対策に係る体制整備について

- 育児・介護休業法第25条を踏まえると、育児及び介護に関するハラスメントも、望ましい取組みとして入れるのが良いのではないかな。
- 契約締結前に、次の仕事の発注等を暗示して行われるハラスメントもある。フリーランスは狭い世界で仕事をしていることもあり、このような契約締結前のハラスメントについて、議論をすべきではないかな。労働法におけるハラスメントにおいても望ましい措置とされていることを踏まえ、少なくとも望ましい措置として示すべきではないかな。
- 措置義務となると行政措置の発動に関わるため明確化は必要だが、少なくとも望ましい措置として示していくことは大事ではないかな。
- 契約締結前のハラスメントについて、労働者とは異なり、フリーランスは会社に何度も出入りすることがあるので、労働法の就活生と企業との関係とは異なるのではないかな。
- 契約締結前のハラスメントについては、実際にハラスメントがあった場合でも、オファーした仕事を委託しなければならないわけではないと考えており、そういった点も含めて議論が必要ではないかな。
- 上流との関係でのハラスメント防止について、そもそも、上流の発注者においても、ハラスメント防止のために適切な体制を整えるべきということを前面に出して書くべきではないかな。

3. 中途解除等の事前予告・理由開示について

- 「断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合」について、内心の意思によるとなると、外部からは分かりにくく、法の運用にあたり、どのように判断するのか。また、次に契約をするか否かが明らかになった時点で伝達することが求められるのではないか。
- 法第16条の背景として、収入の見込みがあったものが急になくなってしまうのが懸念としてあるところ、断続的な業務委託というのは、毎月収入が見込まれるという契約ではないので、毎回の不更新の予告は不要なのではないか。
- 「断続的な業務委託であって、特定業務委託事業者が次の契約申込みを行うことができるかが明らかではない場合」について、通常の事業者間の取引においては、次の仕事を頼むかどうか明らかでないことはあり、こうした場合に、しばらく頼まないことを伝達することはほばないと思われ、伝達することで生じるマイナス面もあると思う。不安をもたらさないために配慮として予告することも考えられるが、義務にするのは現実的ではないし、プラスマイナスの両面があるのではないか。

4. 継続的業務委託について

- 育児介護は、措置義務を課すものでもないため、6ヶ月としてもそこまで発注控えを起こさないのではないかと思う一方で、16条の中途解除に係る期間を1年とすると、機能する場面が少なくなるので、期間を寄せるのであれば中途解除に寄せて、6ヶ月程度が良いのではないか。
- 子の看護休暇を取得可能な勤続期間を短くする方向で検討されていること、母性保護の必要性を考えると、できるだけ短い期間とすることも考えられるのではないか。データを鑑みても、6ヶ月より長い期間とすることで良いのかについては考慮が必要ではないか。
- データで、1年以上の契約が多いという指摘もあったが、1年未満の方が圧倒的に多い。6ヶ月以上等期間が長くなった場合に、それだけを理由に発注控えすることは実際考えづらいし、育児や介護をする場合に、13条に規定する配慮すらしてくれない企業とは、そもそも取引が続けられないので、3ヶ月、長くとも6ヶ月が適切なのではないか。
- フリーランスは立場が弱いので、保護が必要である一方、あくまで取引であり、中小・零細の事業者とのバランスも考えれば、継続的業務委託の期間について、1年が長すぎるのであるとしても、家内労働法等が6ヶ月であるので、それより短くというのは考えづらい。
- フリーランスへの業務委託の期間については、1年以上も多く、継続的業務委託につ

いては、1年という考え方はあるかもしれないが、仮に6ヶ月又は6ヶ月以下となるのであれば、空白期間をどのようにとるかはそれ相当の短い期間でないで継続していることにはならないと考えており、バランスを考えて検討すべきではないか。

- 継続的業務委託について、継続性に対する一定の保護が必要である一方で、フリーランスの相手方との関わり方は労働者以上に多様で、そのとき最も良い条件で働ける相手と契約を結ぶので、継続的な関係が比較的強い働き方と対極的な面がある。そのような中で、発注者側に対応を求めることが過度な負担になる場合あるいは規制がかかることで最適な相手方と契約を結んで働くという構図を歪めてしまう可能性があることにも留意すべき。労働者との類似点と相違点を鑑みて参考となる法令やデータ等を踏まえて検討すべきではないか。
- 契約の同一性について、同じ発注者であるから同じ業務委託であるというのは不自然である旨は理解したが、周知・広報の中で、法の規制から外れるための配置換えのようなことは望ましくない旨明記すべきではないか。